

固定資産の現所有者申告制度について（ご案内）

固定資産税は、その年の1月1日（賦課期日）現在の所有者（登記名義人。未登記家屋の場合は、課税台帳登載者。）に対して課税されます。

固定資産（土地・家屋）の所有者が亡くなり、相続が発生してから相続登記等による名義変更手続きが完了するまでの間は、主に相続人がその固定資産の「現所有者」となり、固定資産税の納税義務者となります。

現所有者の方には、現所有者の申告が義務づけられていますので、申告書のご提出をお願いします。（地方税法第384条の3、矢掛町税条例第74条の3）

なお、現所有者（相続人等）が複数存在する場合は、全員に連帯納税義務があります。全員で相談の上、現所有者の中から代表者を決めて申告していただくようお願いします。

なお、現所有者は通常は相続人であるため、「相続人代表者指定届 兼 現所有者申告書」による届け出をお願いしています。別々に指定する場合は、ご相談ください。

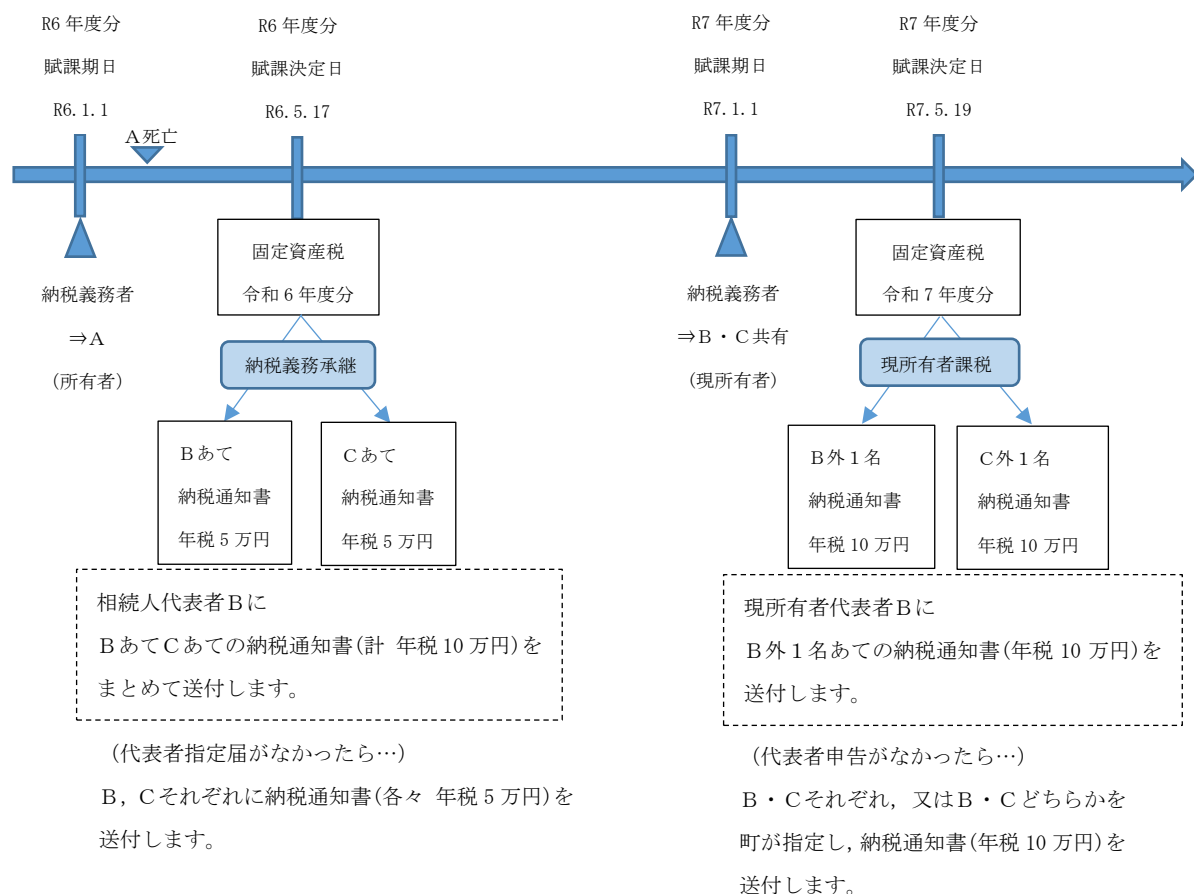
（イメージ）

Aは、矢掛町内に土地・家屋を所有し、固定資産税（年税額10万円）を納税していた。

Aは、令和6年2月1日に死亡し、その相続人は子B及び子Cの2名であり、法定相続分による相続を行った。（B、Cが1/2ずつ相続）

令和6年2月20日に、矢掛町にBを「相続人代表兼現所有者代表者」とする届出があった。

令和7年1月1日時点で、本件土地・家屋の相続登記手続きは行われていない。



（裏面へ）

【申告の期限】

現所有者であることを知ってから3ヶ月以内

【提出書類】

《提出が必要なもの》

- ・相続人代表者指定届 兼 現所有者申告書
- ・代表者の本人確認書類（免許証・マイナンバーカード等のコピー）

《提出をお願いするもの》

- ・被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本（コピー可）
（被相続人の住所が矢掛町内の方は不要）
- ・被相続人と相続人代表者兼現所有者代表者の続柄を確認できる戸籍謄本（コピー可）
（被相続人の住所が矢掛町内で、かつ、お亡くなりになった際に同一世帯の場合は不要）
- ・（相続放棄した人がいる場合）相続放棄申述受理通知書（又は証明書）

【提出先】

矢掛町役場 税務課

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地 （郵送の場合、郵便料はご負担ください）

【留意事項】

- ・本申告は、固定資産税課税台帳上の所有者に関する申告であり、相続登記や相続税とは関係ありません。不動産登記名義の変更には、法務局での手続きが別途必要です。
- ・令和6年4月から相続登記が義務化されています。
不動産を相続した方は、相続発生から3年以内に法務局で相続登記の手続きをお願いします。
相続登記が完了した後は、新しい所有者が納税義務者となります。
- ・被相続人が亡くなってから3ヶ月以内に相続登記が完了する場合は、現所有者申告は必要ありません。（相続人代表者指定届は提出する必要がある場合があります。）
- ・相続放棄を希望する場合は、自己の相続が開始したことを知ってから3ヶ月以内に被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申立手続きを行う必要があります。
相続放棄の手続きについては、管轄の家庭裁判所にお問合せください。
なお、被相続人の最後の住所地が矢掛町の場合は、岡山家庭裁判所倉敷支部（倉敷市幸町3-33）が管轄の家庭裁判所です。
- ・被相続人が未登記の家屋を所有していた場合は、法務局で登記手続きをするか、矢掛町税務課に「未登記家屋所有者変更届」を提出してください。
- ・被相続人（亡くなった方）が口座振替を利用していた場合、振替口座の変更手続きをしてください。

相続人代表者、現所有者代表者として申告した方が口座振替による納付を希望する場合は、振替口座の登録をお願いします。

（対応可能金融機関）中国銀行、広島銀行、トマト銀行、晴れの国岡山農業共同組合、笠岡信用組合、ゆうちょ銀行